第二十号の三様式（提出用）

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

草加市長あて

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（草加市が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	（兆　十億　百万　千　円）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名 / （ふりがな）経理責任者氏名		前期末現在の資本金等の額	

令和 □ 年 □ 月 □ 日から　令和 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分の市民税の予定申告書　※

摘要		税額（十億 百万 千 円）
前事業年度の法人税割額（⑲の金額）	①	0 0
予定申告税額（①× 6 / 前事業年度の月数）	②	0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	0 0
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	0 0
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
円 × ⑤/12	⑥	0 0
この申告により納付すべき市民税額　④＋⑥	⑦	0 0

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等		草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合計	⑧	

前事業年度の法人税割額の明細		（十億 百万 千 円）
（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	⑨	（　）
法人税割額	⑩	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	
税額控除超過額相当額の加算額	⑫	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	
外国の法人税等の額の控除額	⑭	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰	
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱	
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲	

この申告の期間	年　月　日から　年　月　日まで
前事業年度の期間	年　月　日から　年　月　日まで
通算親法人の事業年度の期間	年　月　日から　年　月　日まで
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	（十億 百万 千 円）

指定都市に申告する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数（人）	均等割額（円）
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0

関与税理士署名	（電話　　）

第二十号の三様式（控用）

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

草加市長あて

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（草加市が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	（兆　十億　百万　千　円）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和 □ 年 □ 月 □ 日から　令和 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分の市民税の予定申告書　※

摘要		税額
前事業年度の法人税割額（⑲の金額）	①	十億 百万 千 円　0 0
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）	②	0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	0 0
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	0 0
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円 × ⑤／12	⑥	十億 百万 千 円　0 0
この申告により納付すべき市民税額　④＋⑥	⑦	0 0

草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等		草加市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合計	⑧	

前事業年度の法人税割額の明細		
（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	⑨	（十億 百万 千 円）
法人税割額	⑩	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	
税額控除超過額相当額の加算額	⑫	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	
外国の法人税等の額の控除額	⑭	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰	
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱	
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲	

この申告の期間	年　月　日から　年　月　日まで
前事業年度の期間	年　月　日から　年　月　日まで
通算親法人の事業年度の期間	年　月　日から　年　月　日まで
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円

指定都市に事務所又は事業所を有する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円　0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0

関与税理士署名　　（電話　　）

法人市民税の税率表

1　均等割の税率

<table>
<tr><th>資 本 金 等 の 額　※</th><th>従業者数の合計数　※</th><th>税　　率（年額）</th></tr>
<tr><td colspan="2">・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）
・一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの</td><td rowspan="2">５万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１，０００万円以下</td><td>５０人以下</td></tr>
<tr><td>５０人超</td><td>１２万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１，０００万円超
１億円以下</td><td>５０人以下</td><td>１３万円</td></tr>
<tr><td>５０人超</td><td>１５万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１億円超
１０億円以下</td><td>５０人以下</td><td>１６万円</td></tr>
<tr><td>５０人超</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１０億円超
５０億円以下</td><td>５０人以下</td><td>４１万円</td></tr>
<tr><td>５０人超</td><td>１７５万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５０億円超</td><td>５０人以下</td><td>４１万円</td></tr>
<tr><td>５０人超</td><td>３００万円</td></tr>
</table>

（注）事業所等を有していた月数は暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

※「資本金等の額」とは、地方税法第292条第１項第４号の２に規定する資本金等の額をいう。ただし、資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

※「従業者数の合計数」とは、草加市内に有する事務所等又は寮等の従業者の数の合計数をいう。

ご不明な点につきましては、市民税課までご連絡ください。※地方税法の改正により内容の一部に変更が生じる場合もあります。

埼玉県草加市　総務部市民税課　法人諸税係
電話　０４８（９２２）０１５１　　内線２２７１～２２７３